

ビスマルクの信仰と文化闘争

文學士 時野谷常三郎

文化闘争は第十九世紀に於けるドイツ史上に顯著なる一大事象であつて、これが研究の政治史的方面に將た宗教史的方面に極めて興味ある問題たるは言ふまでも無い。その事の政治と宗教に交渉ある以上、兩者を離れて該問題に解決を與ふべからざらば無論であるが、此の問題の當事者たるビスマルクの信仰が該史實に對して果して幾何の影響を呈せるか、其の發展の經過に對し果して何等の寄與をなせるか、その一端を闡明ならしめやうとするのは此の小篇の努力である。

ビスマルクの信仰は如何に。彼れの信仰は其の始めに於て寧ろ自然神教的デイズムの立場に立ち、萬有神パンテイ教的の地位にまで進めるものゝ如くである。彼れは其の幼時に於てドイツ唯心派の大哲にして、一代の大神學者たるシュライエルマツヘルヘルの聲咳に接して、その訓養を蒙り其の神學の見解に影響せられたる者の如くである。抑もシュライエルマツヘルヘル(一七六八—一八三四)は十九世紀の一大主潮たる理想主義に學說の根柢を置けるは勿論であつて同時に、又啓蒙思潮の感化をも受け、例へば宗教上で瞭然理想主義の表現を見たのは言ふまでも無いが、一面啓蒙思想の影響で宗教をば吾人の理性

を以て認め得る普遍の基礎の上に置かうとする所謂自然神教^{デイズム}の精神にも共鳴せるところのものがあり、其の宇宙の考察では神をば天地萬物に在りて常に活動する一大勢力と同視し、神と世界とは實際相離れて存在するものにあらず、吾人の思考上之を區別し得るのみと説く所謂萬有神教^{ポリダイズム}の思想にも近接するところがあつたのである。

さてシュライエルマツヘルの神學思想のビスマルクの幼時に及ぼせる影響に至つてはバウムガルトンの『ビスマルクの信仰』に掲記せるビスマルク自身の述懐について之を知ることが出来る。

『不規則に訪問せる、而かも理解されざる宗教的教授の後、余は余の第十六回の誕生日にシュライエルマツヘルに依りて營まれた確信式に當り、眞率なる自然神教——それは幾時もなく萬有神教的の混入を避くるを得なかつた——以外何等の信仰をも得るに至らなかつた』云々、即ちビスマルクの幼

時に於ける信仰が所謂基督教特に羅馬舊教の思想とは餘程の隔りがあつたことが了かる。

さて此くの如き信仰思想に養はれ來れるビスマルクも、年齒漸く長じては、プロシヤの國土に殆ど國教的の勢力を確持せる新教の感化を受け、次第に基督教の『神』なるものを體驗し來るに至つた。一八六二年彼れの始めてプロシヤの宰相に擧げられた年、其の十月の一日に己が夫人に書信を送り、『上帝^{ゴット、デア、ヘル}は余の全く豫期せざるにあらざる又全然要めざりしにあらざる地位に余を置けり。而かも上帝が尙ほ此の位置に於て余を困厄に陥れ、健康を損ねしむる如きことあらざるべきを信ず。』と言へるが如きは所謂彼れの『上帝』なるものが萬有神教のものに非ざるを推知するに難くは無^い。尙ほ彼れが獨佛戰後の際陣中で人に語つて『若し余にして基督教徒に非ずば來世で君王に臣事するが如きは思惟するを得ざるべし。』と言ふたと傳

へらるゝが如きも此の間の消息を漏らすものであるまいか。しかし彼れの基督教的宗教の思想には、自然神教的考察の時代に養はれた理性尊重の精神が容易に失はれず、基督教の外面的儀式等には左程重きを置くやうなことも無く、彼れの教會に行くことは年と共に減じて行つたことさへ傳へらる。彼れにありては國家の福利を進むるやう盡瘁することが既に上帝の命に最も忠實に添ふ所以であつて、人間の義務たる第一義である。新教と言ひ舊教と言ふも國家に有害なる其の外面的儀容をさへ脱ぎ捨てなば彼れに於ては同一なる待遇を受くべきである。強いて新教に固執して舊教に先天的の嫉視を持つるが如きは其の本旨では無い。國運の發展を進むるが上に必要ならば舊教との連盟も敢へて辭すべき事では無い。是れに反して國權を侵し、國運の發展を妨ぐるやうな場合には舊教新教の別ちなく斷々乎として之を排斥せねばなら

ぬ。一八六九年五月二十六日にビスマルクのアルニム (Arnim) に書き送れる書狀に、『憲法上、政略上、プロシヤにとつては一つの立脚地の存するものがある、即ち教會の事柄については教會の完全なる自由に委ね、國家の領域に於けるその各種の干犯には決然立つて之を防禦するといふ立脚地は是れである。』と斯くの如く言ふて居るのは畢竟以上の見解を明言せるものに外ならぬのである。以上の如くビスマルクは國權を維持し國家の福利を奨むることが上帝の意に最も善く適ふ所以と信じ、之を果すが爲には舊教、新教何れを敵となすも敢へて辭せぬところであるが、若し是等の宗教が幾分、國福を妨ぐるところあるにせよ夫れ以上の害毒を免るゝ爲め該宗教との連盟を要するやうの場合、是を敢てするに躊躇せぬ。畢竟かくする事が神に添ふ所以であると固く信じたのである。

抑も第十九世紀に於ける最も驚くべき現象の一つは『舊教の覺醒』(Erweckung des Katholizismus) 即ち是れである。蓋し十八世紀に於て啓蒙思潮の盛であつた折には羅馬教會の指導者と雖も此の思想に抑制され法王の猊座と雖も之が爲めに震憾されやうとする狀況で、かゝる時代に於て何人と雖も此の『舊教の覺醒』を豫言することは出来なかつた。然るに十九世紀に至りては之が反動として宗教的氣分が復興し、人は皆、自己の生命力 (Lebenskraft) と精神的内包 (Geistiger Gehalt) とに覺醒し來つた。尙ほナポレオン時代、全歐に到來せる暴力的苦惱は沈衰し盡せる民心を驅つて信仰の光に向はしめ、且つ歐洲に勃興せる國民主義の活動が、信仰的支配を欲求せる強烈な精神に同情的歡迎を注ぐがやうな事もあり、舊教復活の氣運が漸

次大に昂まり來つた。

今や前代未聞の復興的氣運はラインの河畔よりオリノコ、ラ・プラタに及ぶ舊教的世界に遍滿し、寧ろ新教的國家と目すべきプロシヤに於てすら狂烈なる舊教徒にして天才的理解を有せる公法學者ヨゼフ・グレース (Joseph Gries) の如きを産した。彼はプロシヤに生れたのにも係はらず、同國を以て所謂『ドイツの舊教』に仇讐なるものとし、同國のドイツ統一の希望に對し激烈な反抗を惜まなかつた。グレースの死せる一八四八年はビスマルクのプロシヤの宰相に擧げられた一八六二年を去る方に十四年の以前なれども、恐らく彼れビスマルクは斯の如き狂熱の徒を出せるドイツの舊教界に對し、其の統一事業の前途を遮ざるものをして政略的に警戒の眼を見張つたであらう。廳がて一八七〇年獨佛兩國の危機漸く迫れる際にも、ビスマルクは、ローマの法王廷が深くフランスの勝利を確

信し、ゼズイット教徒を通じて強大なる感化をフランスの朝廷に及ぼし、遂に之を驅つて開戦の舉に出でしめたる事を知了した。尙ほフランスに於ける教皇全權論者はフランスの勝利を得たる曉、オーストリアの舊教徒と聯盟してドイツに於ける『ヴァチカン主義』(Vatikanum)に層一層の効果を齎すべきを確信し、尙ほ當時の羅馬法王は、「新教的プロシヤに對するフランスの勝利が、法王自らの宗教會議等に依つて非舊教的世界將た神經衰弱的舊教世界に加へつゝあつた其の突撃を尙ほ一段と昂進させるに至るであらう」と確信した是等の事はビスマルク自らも深く感悟しつゝあつたのである。此くの如き舊教徒の所謂、國權侵害及び其の期待はビスマルクの政教分界の主義に抵觸すること多大であつて、彼をして斷然反抗の態度に出でしめやうとする狀況であつた。

一八七〇年七月十八日即ちフランスの宣戰の布

告がベルリンに交附せられた其の前日、ローマのヴァチカン會議に於ては「法王無誤謬」の決議が殆ど満場一致の形式を以て可決された。言ふまでも無く該教義の宣言は強烈なる教會集權の必要に出づるものであつて新教的諸國の破壊を計畫しつゝありしゼズイット教徒の前進政策の一部の如く見られた。

此の事たる又、ビスマルクの政教分界の主義に悖るもの、のみならず其の理性尊重の宗教觀よりせば該教義の宣言の如きは寔れ一顧の價值だに無く斷然其の排斥に努めねばならぬのである。果然彼れは、直ちに宣言を發して「余にして法王に從はんか、幸運は我に對して失はるべし、法王は余に對して幸運を授くるを得ず、法王はブリュール(Erzbischof)伯の指示するやう、ペテロの後繼者にてはあらぬなり。ペテロは誤無くはあらざりき、彼れは罪を侵せり。彼れは其の罪を悔いたり。痛切に

罪の爲に泣けり。余は信ず吾人は法王より斯くの如きを豫期するを得ざるべし、云々、此の如く言ふて居る。無論彼れ一流の宗教觀に依つて法王に痛罵を加へて居るのであるが、一面には政教分界の主義に據つて法王權の増大を防がん爲、法王無誤謬の意見に一大打撃を加ふるに至つたのである。

三

ドイツの舊教徒中穩健有識なる僧侶の多數は以上の新教義に對して抗議を提出した。而して是等所謂「アルト・カトリケン」(Altkatholiken)の若干は諸大學や諸學校に於て之を教ふる事を避けやうと努めた。ところが「アルト・カトリケン」以外の舊教徒は飽までも新教義に固執して以上の反對派を其の地位から斥けて、輕破門に處しやうと計るに至つた。尙ほ一八七一年二月十八日に中央ツェントラルムスバルク黨と命名された舊教的政黨が興起し、狂烈なドイツ統

一の反對者ウインドトルスト(Windthorst)の麾下に率ゐられ法王の俗權復活につき辛辣な要求を提案するに至つた。此くローマ舊教徒の攻勢的態度が一段の高潮に達した折、ドイツ宰相(兼プロシヤ總理)ビスマルクは其の特有の宗教觀、政教分界の主義から斷然高壓的態度に出ることになり、先づ一八七一年十一月には僧侶が説教壇に立つて政治を誹り國家の平安を害するを禁じ、その翌年の始めには凡ゆる學校管理者がベルリン朝廷から任命さるべきを令し間接に舊教團の教育に携はる事を制限した。かくて文化闘争の序幕は切つて落され紛擾混亂甚しくなつたが政府は更に一八七二年ゼズイット教團の放逐法を勵行した。(以上の二法は「帝國法」にして發したものである)次いでドイツの舊教徒が「アルト・カトリケン」の抑壓を策するに及んでビスマルクは時のプロシヤ教育宗務大臣フアルク(フアルク)をして一八七三、四、五の三年各五月に所謂五月法(マイモナツ)を發布せしめた。

(この法は「プロシア法」)其一はローマ教會が民事に携

はり若くは帝國内の官吏市民を強迫する事を嚴禁

し所謂俗婚法(Civilhe)の成立も此時に在る。其一

は宗教家が其位置を得るには國家の制定せる試験

を受くべきを規定し且ドイツの或る大學で三年間神

學を修めた者に限る旨を規定した。斷然其志す所に

猛進せるビスマルクの態度を想見すべきである。

五月法の制定は宰相ビスマルクの政教分界の主

義に其の因由を有することは争ふべからざる事實

なりとするも細目の制度に關しては殆ど教育宗務

大臣ファルクの裁斷に委ねたものゝ如く、(ファルク

は主として五月法のみである)寧ろビスマルクは其細目の二三につ

いては其處置の當を得ざる事を自認せる者の如く

で、其結果兩者の誤解扞格を來しビスマルクの苦

慮せるところあつたにも係はらず遂にファルクの

辭任の結果を招致せるものゝ如くである。今、ビスマ

ルクの「ゲダンケン・ウント・エリンネンゲン」

(Gedanken und Erinnerungen)に於て此の間の消息
を大要摘記することとする。

『五月法の法學的細目は決して余の考案せるところを

言ふ譯には行かぬ。かかることは局課的には余に教違

いものであつて、又法律家としてのファルクを監督し、

若くはその成せるところを修補するのは余の目的でも

無く、又余の能ふところでも無かつた。假令余の健康に

して許すところありとするも、内閣總理たる余が、同

時に文相の勤めをなすといふことは出来なかつた。余

は經驗に徴して個々法律的のことが、必しも心理學上

正當に把持されたもので無いことを信じた。正直な、

而かも熟練の足らぬプロシヤの憲兵が拍車や騎方を携

帶して、機敏な足早な僧侶等を、後ろ戸や寢室を通じ

て追跡するが如きは失錯のこころたるこころが明瞭であ

る。しかもかく余輩の懐ける批評的商量が即刻、余輩

ミファルクミの間に箇內的危機を醸成したものと想像

するのは經驗に依りて得らるべき判斷を缺くものと言

はねばならぬ。憲法に規定せるファルクの管區の獨立

權に干渉することに依つて文政管掌に對する責任を負ふべきよりも、寧ろ才幹あり勇氣ある此くの如き戰友を閣内に有する事は正當なる手段たるを失はぬ。ところが國王の無情なる手簡—舊教的傾向を帶べる皇后の感化に依れる—がファルクをして動忍の緒を切らしめ遂に其の辭任を見るやうになつたので、余は茲にファルクの殘せる遺法に修正を加ふるの運びとなつた。余がファルクを驅つて閣外に逐ひ退けたのである云ふ凡ゆる世評は想像に基くのである。しかし余はファルクが常に余との親交を續けたにも係はらず、以上の世評を打消すやうに努めなかつたことを怪む。云々。之に依つて見るに、ビスマルクは極力、ファルク排斥の事實ありしを否定するが如き口吻であるが、仔細に考察すれば尙ほ兩者の間に多少の誤解扞格のあつたことを肯定せねばならぬのである。政教分界の大方針に於てはファルクは固よりビスマルクの意見を體して其の斷行に努め、五月法の立案にも多大の助力を致したのは無論であるが、

細目に至つては、ビスマルクの意に滿たざるところも數々あつたやう思はるゝ。要するにビスマルクは其の大方針の施行に際しても、其の方法の急激に走つて國家の平安を害せぬやう、出來うる丈注意し、其の福利を失はずして神意に添はんことを努めたことが了かる。強い新教に固執して舊教に狂熱的憎惡を持たなかつたことが解かる。

次に俗婚法の制定について、ビスマルクは、『余は結婚をば雷に民事として考察することに於てルテルと同意見である。しかも、此かる主義を承認することに反對の意見を持するのは、己が基督的考慮に出づると曰はんより、寧ろ現存の慣習、民衆の信念に重きを惜くが爲めである。』と言ひ、暗に俗婚法の施行に反對なりしことを表明してゐる。しかし此の事たる彼れが、舊教の幾分結婚に關係して國家に害毒を流すにも係はらず、國家平安の破壊てふより以上の害毒を免がるゝ爲め、該

宗教への近接を計れることが了かる。

文化闘争の愈々烈しくなりまさつた折、進歩黨 (Fortschrittspartei) が政府の援護から離れて中央黨に結び更に教皇全權論者やポーランド黨、親佛黨などと提携し、凡ゆる色彩の民主黨 (Demokraten) に對抗するに至つたことは、著しく議會の形勢を變更するやうになつた。此かる状態はドイツの新たな統一の確立を妨げ、夫が一段と募つて來れば統一其のものを危ふくするに至るかも知れぬ。ビスマルクの當時語るところに依れば、『此かる方法に於ける國民的損害は、フアルク法 (即ち五月法) の不必要な部分と思惟さるべきものゝ放棄より生ずる損害に比し、遙に大なるものがあるのである。』云々と云ふて居るので、遂にビスマルクは五月法の中若干を削除するを必要なりと唱へ國家が學校に支配權を有することに斷念を附げんとするに至つた。しかも、かゝる讓歩に對しては文化

闘争に於ける戰友の方面から烈しき反對が起り來つた。又新教團僧侶の反抗も中々に烈しきものがあつた。しかも此の間、ツアチカン並にドイツに於ける諸事件が徐々に、しかも確實に、文化闘争に一箇の讓和を將來するやうになつた。即ち一八七八年一月にドイツ特にビスマルクに對して著しき反感を懷ける法王ピウス九世が殞落し寛容的資質のレオ十三世が法王となり以てドイツとの讓和を完成させやうと努むるやうな意向があり、ビスマルクも亦、新たに彼れの策せる保護貿易策に中央黨の援助を得やうとし、爲に文化闘争も漸次争亂の渦を收めて一八八七年後は全く平靜に歸するこゝとなつた。進歩黨の離叛に憂慮を懷けるビスマルクが、五月法の一部を犠牲として、尙ほ且つ舊教派との妥協を策するやうになつたのは、一見彼れに堂々たる定見を缺くやの感が無い譯では無いが、併し乍ら之が妥協に依つてドイツの統一を妨

ぐべき毒素を一時抑制せんとしたところに言ひ換ふれば假令舊教への接近が幾分國運を妨ぐるやうなことがあるにせよ、かくしてより以上の害毒を除去しやうと努めたところに非常なる苦心があり、非常なる聰明が潜んで居ることを看取せねばならぬ。かくの如くして國家の福利を安固に保つことが神意の命ずるところと固く信じて居たのである。

四

ビスマルクの宗教觀には理性尊重の精神が著しく現はれて居る、一信仰を固執して、他信仰に飽きまでも、狂熱的の抵抗を試むるが如きことは其の喜ぶところでは無い。彼れに於ては主として國家の福利を進むることが上帝の意に最も忠實に添ふ所以である。之れが爲には時に一信仰に親み、時に或は他信仰に近くも敢い疚ましとせざるころ

である。かゝる傾向の一端は文化闘争に於ける彼れの態度に徴するも明である。是等の傾向は彼れの一般的行動の上にも著しき反應を顯はし彼れの行動は他までも客觀的(18)であつて主觀的では無つた。これあるが爲め、彼れの行動には沈勇と中庸とがあつた、大膽な考察と賢明な斷念(19)の情とがあつた。彼のナポレオン一世が政治上個人的偏愛嫌忌の情とに左右され、ナポレオン三世が過度の政治的慾求に自らを任せた如きことは、ビスマルクに於て決して見出し得ざる所のものである。換言すれば彼れは他までも現實的で理想的では無つたのである。

註 (1) Otto Baumgarten, Bismarcks Glaube, S. 17.

(2) Germany of the Nineteenth Century, Edited by C. H. Herford, P. 136.

(3) Otto Baumgarten, Bismarcks Glaube, S. 17.

(4) Ibid. S. 87.

(5) Ibid. S. 258-P. 259.

(6) Dietrich Schifer, Weltgeschichte der Neuzeit, zweiter

Teil, S. 306.

- (7) Otto Baumgarten, Bismarcks Glaube, S. 263.
- (8) J. Holland Rose, the Development of the European nations 1870 1914, P. 138.
- (9) Otto Baumgarten, Bismarcks Glaube, S. 282.
- (10) Otto Fürst u. Bismarck, Gedanken und Erinnerungen, S. 130—131.
- (11) Ibid. S. 141.
- (12) Ibid. S. 132.
- (13) Emil Reich, foundation of modern Europe, P. 198.
- (14) Heigel, Politische Hauptströmungen in Europe in 19. Jahrhundert, S. 110—111.